

令和3年3月

射水市議会定例会議案説明書
(議員提出議案)

議員提出議案第1号

射水市議会会議規則の一部改正について

(説明)

標準市議会会議規則の一部改正に伴い、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するにあたっての制約要因の解消に資するため、本会議及び委員会の欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図られたほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名押印の見直しが行われたため、本市会議規則について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 議員が、会議または委員会に出席できない事由を「事故」から「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改めるもの。また産前産後の期間における母体の健康維持・回復に必要な期間について配慮する必要があるとの観点から議員が出産のため出席できない期間を明記するもの。(第2条、第91条関係)
- (2) 請願書について請願者の押印を求めていたものを署名又は記名押印に改める。また、これに併せて、請願者が法人の場合の条文についても同様に規定の整備を行うもの。(第139条関係)

2 施行期日

規則公布の日